令和４年９月８日

市立学校で発熱症状や新型コロナウィルス感染症の感染が判明した場合の対応について
（令和4年9月8日更新）

宗像市教育委員会

感染者等による出席の判断について

場合		本人の登校	備考
本人	① 発熱等の発症からの陽性	×	発症日から７日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合、出席停止解除
	② 濃厚接触者認定からの陽性	×	発症日から７日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合、出席停止解除
	③発熱等の症状があるが ＰＣＲ陰性	×	症状が改善するまでは出席停止
	④濃厚接触者認定からの ＰＣＲ陰性	×	感染者と最後に接触した翌日から５日間出席停止（★）
	⑤濃厚接触者に認定されるも ＰＣＲを受検しない場合 （本人無症状）	×	感染者と最後に接触した翌日から５日間出席停止（★）
	⑥発熱等の症状がある （ＰＣＲを受検しない）	×	症状が改善するまでは出席停止
	⑦無症状でPCRを受検し、陽性	×	【無症状が継続した場合】 ※検体採取日の翌日から、７日間出席停止 ただし、５日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合、６日目から登校可能
			【途中で発症した場合】 ※①に準ずる
同居家族	⑧同居家族が陽性	×	感染者と最後に接触した翌日から５日間出席停止（★）
	⑨同居家族に行政検査や勤務先による定期的な検査を受ける	○	感染疑いがあるわけではないという判断
	⑩同居家族が濃厚接触者	○	濃厚接触者の濃厚接触者は存在しないという判断
	⑪家族に未診断の発熱等の症状があるが、本人が無症状	○	本人に症状がある場合には、⑥参照
	⑪学級閉鎖になった学級に属する児童生徒のきょうだい	○	

※ 本見直しは令和４年９月10日より適用し、同日時点で患者である者にも適用する。
※ 下線部が変更点。
※ ＰＣＲ検査は抗原検査等を含む。
※ ★は感染者が同居家族の場合には、感染判明後、家庭内で感染対策（マスク着用、消毒、換気等）を講じる必要がある。
※ 上記については、保健所の判断が優先される。
※ 上記に関わらず、保護者の不安等で出席をしない場合には出席停止扱いとする。